

こ支障第13号
令和5年6月30日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

こども家庭庁長官

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について

標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について」平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知は廃止する。

ただし、令和4年度以前に交付された国庫負担金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別紙

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

(通則)

- 1 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）及びこども家庭庁の所掌に属する補助金等交付規則（令和 5 年内閣府令第 41 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 この国庫負担金は、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所支援及び指定通所支援等に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義及び解釈)

- 3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「指定発達支援医療機関」とは、法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関をいう。
 - (2) 「障害児通所支援事業所」とは、法第 21 条の 5 の 15 第 1 項に規定する障害児通所支援事業所をいう。
 - (3) 「障害児相談支援事業所」とは、法第 24 条の 28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業所をいう。
 - (4) 「障害児入所施設」とは、法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。
 - (5) 「福祉型障害児入所施設」とは、法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
 - (6) 「医療型障害児入所施設」とは、法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設をいう。
 - (7) 「障害児入所措置費」とは、都道府県、指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用を除き、指定発達支援医療機関について

は、委託に要する費用とする。)をいい、次の費目に分けるものとする。

ア 事務費

福祉型障害児入所施設を運営するために必要な職員の人件費、その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。

イ 事業費

事務費以外の経費（治療に要する費用を除く。）であって、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所している措置児童等（ただし、措置停止中のものを除く。）に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

ウ 福祉・介護職員処遇改善加算費

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要へ応えるため、職員の処遇改善に取り組む障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

エ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算費

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、職員の確保・定着につなげていくため、職員の更なる処遇改善に取り組む障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

オ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算費

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、職員の賃上げ効果が継続される取組を行う障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

- (8) 「やむを得ない事由による措置費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、指定都市、児童相談所設置市及び市町村（特別区及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に掲げる一部事務組合並びに広域連合を含み、指定都市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用を除く。）をいう。
- (9) 「障害児入所措置医療費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用に限り、指定発達支援医療機関については、委託後に要する費用とする。）をいう。
- (10) 「やむを得ない事由による措置医療費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、指定都市、児童相談所設置市及び市町村が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用に限る。）をいう。
- (11) 「障害児入所施設の定員」とは、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び市町村以外（以下「社会福祉法人等」とする。）の設置する施設にあつては、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長が認可した定員をいい、都道府県、指定都市、中核市及び市町村の設置する施設にあつては、当該地方公共団体が、条例等で定めた定員をいう。
- (12) 「措置児童等」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった児童、法第 31 条に規定する保護期間の延長を認めた者並びに指定都市、児童相談所設置市及び市町村が法第 21 条の

6に規定する措置をとった児童をいう。

- (13) 「保護単価」とは、障害児入所措置費及び障害児入所措置医療費における措置児童等の1人当たりの事務費、事業費の月額及びその他の単価であって、5の(1)のアの(ウ)及び(2)のアの(ウ)に定めるところにより都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長がその施設について設定したものをいう。
- (14) 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員又は入所者数並びにその他の員数を乗じて得た額に、福祉・介護職員処遇改善加算費、福祉・介護職員等特定処遇改善加算費及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算費を合計して得た額であって、5の(1)のアの(エ)、イの(ウ)、(2)のアの(エ)又はイの(ウ)に定めるところにより施設に対し各月算定して支弁しなければならないものをいう。
- (15) 「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校(特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部並びに義務教育学校の後期課程を含む。)をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)をいう。
- (16) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- ア 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。)別表第一の級地が「一級地」とされている地域とする。
- イ 「16/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「二級地」とされている地域とする。
- ウ 「15/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
- エ 「12/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。
- オ 「10/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、広島県府中町とする。
- カ 「6/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。
- キ 「3/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。
- ク 「その他」とはアからキ以外に属する地域とする。
- (17) 「肢体不自由児通所医療費基準額」とは、法第21条の5の29第2項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額をいう。
- (18) 「指定入所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費

用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 123 号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定入所支援（法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指定入所支援をいう。）に要した費用（入所特定費用を除く。）を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した額とする。）をいう。

- (19) 「指定通所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」（平成 24 年厚生労働省告示第 122 号）により算定した費用の額（その額が現に当該指定通所支援（法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定通所支援をいう。）及び基準該当通所支援（法第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号に規定する基準該当通所支援をいう。）に要した費用（通所特定費用を除く。）を超えるときは、当該現に指定通所支援及び基準該当通所支援に要した額とする。）をいう。

(交付の対象)

4 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害児入所給付費等国庫負担金

ア 障害児施設措置費国庫負担金

(ア) 障害児入所措置費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用を除き、指定発達支援医療機関については、委託後に要する費用とする。）

(イ) やむを得ない事由による措置費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が法第 21 条の 6 に規定する措置をとった場合に必要となる費用（治療に要する費用を除く。）

イ 障害児施設給付費等国庫負担金

(ア) 障害児入所給付費等

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 24 条の 2 に規定する障害児入所給付費、法第 24 条の 6 に規定する高額障害児入所給付費若しくは法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費（以下「障害児入所給付費等」という。）の支給をした場合における法第 50 条第 6 号の 3 に規定する障害児入所給付費等の支給に要する費用（障害児入所医療費の支給に要する費用を除く。）

(イ) 障害児通所給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第 21 条の 5 の 3 に規定する障害児通所給付費、法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費若しくは法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費（以下「障害児通所給付費等」という。）の支給をした場合における法第 51 条第 1 号に規定する障害児通所給付費等の支給に要する費用（肢体不自由児通所医療費の支給に要する費

用を除く。)

(ウ) 障害児相談支援給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費及び法第 24 条の 27 第 1 項に規定する特例障害児相談支援給付費（以下「障害児相談支援給付費等」という。）の支給をした場合における法第 51 条第 6 号に規定する障害児相談支援給付費等の支給に要する費用

(2) 障害児入所医療費等国庫負担金

ア 障害児施設措置医療費国庫負担金

(ア) 障害児入所措置医療費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用に限る。）

(イ) やむを得ない事由による措置医療費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第 21 条の 6 に規定する措置をとった場合に必要な費用（治療に要する費用に限る。）

イ 障害児施設医療費国庫負担金

(ア) 障害児入所医療費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療費の支給をした場合における法第 50 条第 6 号の 3 に規定する障害児入所医療費の支給に要する費用

(イ) 肢体不自由児通所医療費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第 21 条の 5 の 2 9 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給をした場合における法第 51 条第 1 号に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

(交付額の算定方法)

5 この国庫負担金の交付額は、次の（１）及び（２）により算出された額とする。

(1) 障害児入所給付費等国庫負担金

ア 障害児施設措置費国庫負担金

(ア) 基本額

① 障害児入所措置費

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額（個々の障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する各月の支弁額（治療に要する費用を除く。）の年間の合算額の全障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額（治療に要する費用を除き、当該費用のための寄附金があるときは、その寄

附金の額を控除するものとする。)を超えるときは実支出額とする。以下この項において同じ。)から当該年度における(オ)に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における徴収金基準額が当該年度の支弁総額を超える場合においては、当該支弁総額と同額まで控除するものであること。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算費、福祉・介護職員等特定処遇改善加算費及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算費については、次により算定する。

(i) 福祉・介護職員処遇改善加算費

各月の支弁額(治療に要する費用を含み、福祉・介護職員処遇改善加算費、福祉・介護職員等特定処遇改善加算費及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算費を除く。以下(ii、iii)において同じ。)に「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和4年7月22日障障発0722第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知。以下「処遇改善事務処理手順」という。)に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善加算率を乗じて得た額とする。

(ii) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算費

各月の支弁額に処遇改善事務処理手順に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員等特定処遇改善加算率を乗じて得た額とする。

(iii) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算費

各月の支弁額に処遇改善事務処理手順に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算率を乗じて得た額とする。

② やむを得ない事由による措置費

「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の1に基づき算定した費用(肢体不自由児通所医療費基準額を除き、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。以下この項において同じ。)から、同通知の別紙に基づき算定した通所利用者負担額を控除した額を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における通所利用者負担額が同通知の1に基づき算定した額を超える場合においては、同通知の1に基づき算定した額と同額まで控除するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第7号及び第7号の2並びに法第51条第2号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置費を負担するも

のである。

経費の種別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所措置費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない事由による措置費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定発達支援医療機関について、次の②から③までに定めるところによりその年度における障害児入所措置費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。

② 事務費の保護単価の設定方法

(i) 福祉型障害児入所施設のその年度における措置児童等1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表7の事務費の保護単価の、1一般分保護単価（別表8又は別表9の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が別表1の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

(ii) (i)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属

する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、（i）の方法により、その施設の保護単価を改定する。

③ 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、別表2の(2)から(18)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定するものとする。

(エ) 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第50条第7号及び第7号の2の規定によりその障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額に、福祉・介護職員処遇改善加算費、福祉・介護職員等特定処遇改善加算費及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算費を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児入所措置費の費目の使途

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置費の費目の種類は次のとおりとする。

- (i) 別表2の第1欄に掲げる費目
- (ii) 福祉・介護職員処遇改善加算費
- (iii) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算費
- (iv) 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算費

③ 障害児入所措置費の各月の支弁額の算式

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置費の各月の支弁額の算式は次のとおりとする。

- (i) 別表2の第2欄から第4欄に掲げるとおり
- (ii) 5の(1)のアの(ア)の①の(i)のとおり
- (iii) 5の(1)のアの(ア)の①の(ii)のとおり
- (iv) 5の(1)のアの(ア)の①の(iii)のとおり

④ 定員外支弁の禁止

障害児入所措置費の支弁額の算定に当たっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

(オ) 徴収金基準額

① 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等単位に、別表6の各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

② ①における各月の支弁額の算定方法

(i) 福祉型障害児入所施設の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とする。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費は、徴収の対象とはならないこととする。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。)
+別表2(2)～(18)及び別表3に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁した合算額

算式(2)

〔(事務費の月額保護単価+別表2(2)～(18)及び別表3に掲げる各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数]
×その月の措置児童等在籍日数+別表2(2)～(18)及び別表3に掲げる各費目のうち月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

(ii) 医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、別表2(2)～(18)及び別表3に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につき支弁した額(その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときの別表2(2)～(18)及び別表3に掲げる各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、前記(i)の算式(2)に準じて算定した額。)に(2)のアの(エ)により算定した支弁額の合算額とする。

なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。

イ 障害児施設給付等国庫負担金

(ア) 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額(別表4の第3欄に掲げる基準額の合計額をいう。)を基本額として負担するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第53条の規定により、その2分の1に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号の3、法第51条第1号及び第6号及び法第53条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその給付費を負担するものである。

経費の種別	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設給付費等の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1 / 2		—	1 / 2
障害児通所給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1 / 4	1 / 4		1 / 2
障害児相談支援給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) 対象経費等

この国庫負担金の費目の種類は、別表4の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(2) 障害児入所医療費等国庫負担金

ア 障害児施設措置医療費国庫負担金

(ア) 基本額

① 障害児入所措置医療費

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額(個々の障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する各月の支弁額(治療に要する費用に限る。))の年間の合算額の全障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額(治療に要する費用に限り、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。)を超えるときは実支出額とする。以下この項において同じ。)を基本額として負担するものであること。ただし、(1)のアの(ア)の①のただし書きに規定する場合においては、その超える額をこの項に

おける支弁総額から控除した額を基本額として負担するものであること。

② やむを得ない事由による措置医療費

「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用（肢体不自由児通所医療費基準額に限り、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。以下この項において同じ。）を基本額として負担するものであること。ただし、（1）のアの（ア）の②のただし書きに規定する場合においては、その超える額をこの項における同通知の1に基づき算定した額から控除した額を基本額として負担するものであること。

（イ） 負担額及び負担区分

国は（ア）により算定した基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第7号及び第7号の2並びに法第51条第2号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置医療費を負担するものであること。

経費の種類別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所措置医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない事由による措置医療費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1 / 4	1 / 4		1 / 2

（ウ） 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定発達支援医療機関について、次の②に定めるところにより

その年度における障害児入所措置医療費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。

② 障害児入所措置医療費の保護単価の設定方法

障害児入所措置医療費の保護単価の設定は、別表 3 に掲げる措置医療費の保護単価をそのまま設定すること。

(エ) 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 の規定によりその障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した額をその月の措置医療費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児入所措置医療費の費目の使途

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置医療費の費目の種類は別表 3 の第 1 欄に掲げる費目とする。

③ 障害児入所措置医療費の各月の支弁額の算式

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置医療費の各月の支弁額の算式は別表 3 の第 2 欄から第 4 欄に掲げるとおりとする。

④ 定員外支弁の禁止

障害児入所措置医療費の支弁額の算定に当たっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

イ 障害児施設医療費国庫負担金

(ア) 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額（別表 5 の第 3 欄に掲げる基準額の合計額をいう。）を基本額として負担するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号及び法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその医療費を負担するものである。

経費の種別	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国

障害児入所医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1 / 2	—	1 / 2
肢体不自由児通所医療費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人等立施設	1 / 4	1 / 4	1 / 2

(ウ) 対象経費等

この国庫負担金の費目の種類は、別表5の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(国庫負担金の概算払)

6 こども家庭庁長官は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

7 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、こども家庭庁長官の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の執行が困難となった場合には速やかにこども家庭庁長官に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、こども家庭庁長官の承認を受けずに、この国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) こども家庭庁長官の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による

調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を国庫負担金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請の手続き）

8 この国庫負担金の交付の申請は、次により行うものとする。

- （1） 都道府県知事は、別紙様式2-1による申請書に關係書類を添えて別途定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。
- （2） 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長（4の（1）のアの（イ）、イの（イ）、（ウ）、（2）のアの（イ）及びイの（イ）の事業に限る。以下12において同じ。）は別紙様式3による申請書に關係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- （3） 都道府県知事は、（2）の申請書を受領したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめのうえ、都道府県分とあわせてこども家庭庁長官に提出するものとする。
- （4） （1）から（3）に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式2-2による申請書に關係書類を添えて別途定める日までにこども家庭庁長官に提出するものとする。

（変更申請手続）

9 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、別途定める日までに行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

10 都道府県知事は、8（2）又は9による交付申請書が到達したときは速やかにこども家庭庁長官に提出を行うものとし、こども家庭庁長官は、交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

11 都道府県知事は、指定都市及び児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、障害児入所措置医療費及び障害児入所医療費を除く。）についてこども家庭庁長官の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し、別紙様式4又は別紙様式5により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

12 この国庫負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式6-1による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)にこども家庭庁長官に提出して行わなければならない。

なお、高額障害児入所給付費において、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合の併給調整相当額は、当該併給調整相当額が確定した年度の実績報告に反映させるものとする。

(2) 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に都道府県知事に提出して行わなければならない。

なお、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費において、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合の併給調整相当額は、当該併給調整相当額が確定した年度の実績報告に反映させるものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめるうえ、都道府県分とあわせてこども家庭庁長官に提出して行うものとする。

(4) (1)から(3)に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式6-2による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)にこども家庭庁長官に提出して行わなければならない。

(国庫負担金の額の確定の通知)

13 都道府県知事は、指定都市又は児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金(障害児入所措置費、障害児入所給付費等、障害児入所措置医療費及び障害児入所医療費を除く。)についてこども家庭庁長官の交付額の確定があったときは、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(国庫負担金の返還)

14 こども家庭庁長官は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 (1) 端数計算の方法

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金(障害児入所措置費及び障害児入所措置医療費に限る。)における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し又はある金額に数値を乗じて計算した場合1円未満の端数を生じたときはその端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、福祉・介護職員処遇改善加算費、福祉・介護職員等特定処遇改善加算費及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算費については、処遇改善事務処理手順に定めるところによるものとする。

また、やむを得ない事由による措置費、障害児施設給付費等国庫負担金、やむを得ない事由による措置医療費及び障害児施設医療費国庫負担金の算定方法に基づき算定する場合並びに健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合においては、その定めるところによるものとする。

(2) 保護単価等の特例措置

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長並びに市町村長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につきこども家庭庁長官の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分 保護単価	福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）であって、別表 8 のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（1）職業指導員加算分保護単価
2 乳幼児加算分保護 単価	福祉型障害児入所施設であって乳幼児が入所している場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（2）乳幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改 善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設（昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。）の場合	一般分保護単価（職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）、看護職員配置加算（Ⅰ）分保護単価、看護職員配置加算（Ⅱ）分保護単価、児童発達支援管理責任者配置費分保護単価、児童指導員等加配加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、小規模グループケア加算（サテライト型）分保護単価、ソーシャルワーカー配置加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額）又は、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率（ただし、加算

		率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
4 指導員特別加算分 保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価
5 知的障害児自活訓練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受けた場合	別に定める基準により認定された保護単価
6 心理指導担当職員配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価
7 心理指導担当職員配置加算費(公認心理師を配置した場合)	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当し、「公認心理師」の資格を有する者を配置した場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価(公認心理師を配置した場合)
8 看護職員配置加算(Ⅰ)費	主として知的障害のある児童、盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6) 看護職員加配加算(Ⅰ)分保護単価
9 看護職員配置加算(Ⅱ)費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する「看護職員」を加配して配置した場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7) 看護職員加配加算(Ⅱ)分保護単価
10 児童発達支援管理責任者配置費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及び9のその施設の職員の定数表に掲げる「児童発達支援管理責任者」が配置されている場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価
11 児童指導員等加配加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及び9のその施設の職員の定数表に掲げる	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(9)

	「児童指導員、保育士」を加配して配置されている場合、又は「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」が配置されている場合（2名まで）	児童指導員等加配加算分保護単価
12 小規模グループケア加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)小規模グループケア加算分保護単価
13 小規模グループケア加算費(サテライト型)	小規模グループケア加算費が算定されている福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)小規模グループケア加算(サテライト型)分保護単価
14 ソーシャルワーカー配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)ソーシャルワーカー配置加算分保護単価

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の 用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
<p>(1)</p> <p>事務費</p>	<p>福祉型障害児入所施設</p>	<p>施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費</p>	<p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置児童等数にかかわらず、支弁すべき人員(いわゆる協定人員)を定めて支弁することとしているときは算式(3))によって算定した額とする。</p> <p>なお、福祉型障害児入所施設に措置乳幼児がそれぞれ入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数×支弁率(※)</p> <p>(※) $\left[\frac{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童等数}}{\text{その施設のその月の月初日の総措置児童等数}} \right]$</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4) 乳幼児加算分月額保護単価×その月初日の措置乳幼児数</p> <p>(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条</p>

			第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。																										
(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費																										
	イ	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等																										
生活費	一般生活費		<p>福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。</p> <p>算式(1)</p> $53,720 \text{ 円} \times \text{その月の初日の措置児童等数}$ <p>算式(2)</p> <p>次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数</p> <p>重度加算費保護単価表(重度障害児1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害種別</th> <th colspan="2">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児</td> <td>25%加算分</td> <td>51,610 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>61,950 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自閉症児</td> <td>25%加算分</td> <td>51,610 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>61,950 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児</td> <td>25%加算分</td> <td>49,460 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>59,340 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ろうあ児</td> <td>25%加算分</td> <td>44,560 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>53,470 円</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児</td> <td></td> <td>61,950 円</td> </tr> </tbody> </table>	障害種別	月額		知的障害児	25%加算分	51,610 円	30%加算分	61,950 円	自閉症児	25%加算分	51,610 円	30%加算分	61,950 円	盲児	25%加算分	49,460 円	30%加算分	59,340 円	ろうあ児	25%加算分	44,560 円	30%加算分	53,470 円	肢体不自由児		61,950 円
障害種別	月額																												
知的障害児	25%加算分	51,610 円																											
	30%加算分	61,950 円																											
自閉症児	25%加算分	51,610 円																											
	30%加算分	61,950 円																											
盲児	25%加算分	49,460 円																											
	30%加算分	59,340 円																											
ろうあ児	25%加算分	44,560 円																											
	30%加算分	53,470 円																											
肢体不自由児		61,950 円																											
諸費																													

			<p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算する。（主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。）</p> <p>行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円 × その月の別に定める基準による行動障害児数</p>
ウ 強度 行動 障害 児 特別 支援 加算 費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（3）</p> <p>強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 245,900 円 × その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>

	エ	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(4) 重度重複障害児加算費月額保護単価 $34,600 \text{ 円} \times \text{その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数}$
	オ	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所する措置児童等であって、別に定める基準により虐待を受けていたものと認定された児童	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価 $40,800 \text{ 円} \times \text{その月初日の別に定める基準による被虐待児数}$
(3)	ア	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から(11)により算定した額の合算額 算式(1) 保健衛生費月額保護単価 $380 \text{ 円} \times \text{その月初日の措置児童等数}$ 算式(2) 次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価 $\times \text{その月初日の措置児童等数}$ (地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施

自 由 児 基 本 分 措 置 費			設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)				
	保育士等加算費保護単価表（措置児童等1人当たり月額）						
	措置児童等数		50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで
	A欄	基 本 分	円 29,070	円 28,280	円 27,660	円 26,950	円 26,180
	B欄	加 算 分	2,480	2,370	2,340	2,260	2,170
	措置児童等数		91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで
	A欄	基 本 分	円 25,470	円 25,180	円 25,000	円 24,710	円 24,500
	B欄	加 算 分	2,170	2,130	2,100	2,080	2,050
	措置児童等数		141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人から180人まで	181人から190人まで
	A欄	基 本 分	円 24,310	円 24,140	円 24,020	円 23,930	円 23,810
B欄	加 算 分	2,050	2,030	2,030	2,010	2,000	

措置児童等数		191 人 から 200 人 まで	201 人 以上			
A 欄	基 本 分	円 23,680	円 23,600			
B 欄	加 算 分	2,000	1,970			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表の A 欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表の B 欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

乳幼児保育士等加算費保護単価表
(乳幼児 1 人当たり月額)

	A 欄	B 欄
基本分	21,900 円	1,850 円

算 式(3)

日用品費月額保護単価 21,480 円 × その月初日の措置児童等数

算式(4)

指導訓練材料費月額保護単価 440 円×その月初日の措置児童等数

算式(5)

看護代替要員費月額保護単価 170 円×その月初日の措置児童等数

算式(6)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
320 円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和 36 年政令第 37 号)、「同法施行規則」(昭和 36 年自治省令第 6 号)に定める設備・設置基準及び昭和 62 年 10 月 27 日消防予第 189 号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価
5,410 円×その月初日の措置児童等数

(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)

算式(8)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合)

6,610 円×その月初日の措置児童等数

(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)

算式(9)

児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,720 円×その月初日の措置児童等数

算式(10)

			<p>小規模グループケア加算分月額保護単価 76,730 円×その月初日の別に定める基準による 小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>算 式(11) ソーシャルワーカー配置加算分月額保護単価 7,890 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
	イ	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等	<p>その児童の看護及び日常諸経費等</p> <p>重度障害児支援加算費月額保護単価 61,950 円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等数</p>
(4)	肢	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	<p>施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費</p> <p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額</p> <p>算 式(1) (日用品費分) 日用品費月額保護単価 21,480 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(2) (保育士等加算費分)</p>
	体		

<p style="text-align: center;">不 自 由 児 療 育 費</p>		<p>保育士等加算費月額保護単価 21,900 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。</p> <p>乳幼児保育士等加算費月額保護単価 21,900 円×その月初日の措置乳幼児数</p> <p>(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。</p> <p>算式(3) (重度障害児支援加算費分)</p> <p>重度障害児支援加算費月額保護単価 61,950 円×その月初日の措置児童等数 (すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)</p> <p>算式(4)</p> <p>指導訓練材料費月額保護単価 440 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5)</p> <p>特別訓練費月額保護単価 830 円×その月初日において15歳を超えた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童等数</p> <p>算式(6)</p> <p>小規模グループケア加算分月額保護単価 76,730 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>算式(7)</p> <p>ソーシャルワーカー配置加算分月額保護単価 7,890 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式につい</p>
--	--	--

措置児童等数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上
A欄	基本分	円 72,410	円 72,060	円 71,650	円 71,230
B欄	加算分	6,320	6,320	6,250	6,250

算式(3)(日用品費分)

日用品費月額保護単価 21,480円 × その月初日の措置児童等数

算式(4)(看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 170円 × その月初日の措置児童等数

算式(5)(重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価 × その月初日の別に定める基準による重障害児数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童等1人当たり)

区分	保護単価(月額)
25%加算分	51,610円
30%加算分	61,950円

ただし、別に定める基準に該当する場合においては、次の算式により算定した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円×その月の別に定める基準による行動障害児数

算 式(6) (スプリンクラー保守管理等費分)
スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
(40人以下施設) 960 円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式(7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価
5,410 円×その月初日の措置児童等数
(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)

算 式(8)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合)
6,610 円×その月初日の措置児童等数
(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)

算 式(9)

児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,720 円×その月初日の措置児童等数

算 式(10)

小規模グループケア加算分月額保護単価
76,730 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数

算 式(11)

ソーシャルワーカー配置加算分月額保護単価
7,890 円×その月初日の措置児童等数

(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、

			職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)及び(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。
(6) 重 症 心 身 障 害 児 療 育 費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(8)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(指導費分) 指導費月額保護単価 252,790 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 21,480 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(3)(看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 170 円×その月初日の措置児童等数(指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(4)(療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 440 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5)(スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 320 円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>算式(6) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,720 円×その月初日の措置児童等数(指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p>

			<p>算式(7) 小規模グループケア加算分月額保護単価 76,730円×その月初日の別に定める基準による 小規模グループケア加算対象措置児童等数(指定 発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(8) ソーシャルワーカー配置加算分月額保護単価 7,890円×その月初日の措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教 育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、 特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助 費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁 要件、その用途及び各月の支弁額の算式につい ては、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の 項に定めるところによる。</p>
(7) 幼 稚 園	障害児入所施設 及び指定発達支 援医療機関の措 置児童等であっ て幼稚園に就園 中のもの及び幼 稚園に入園する もの。	幼稚園及び 子ども ・子育て支 援法第19 条第1項 第1号の 認定を受 けた児童 (子ども ・子育て支 援法第11 条に規定 する子ど ものため の教育・保 育給付費 の支給を 受けてい る児童に 限る。)が	次の算式により算定した額。 その施設等のその月またはその年度におけるその 措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であ って、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制 服等の実費(寄付金は除く。)を合算した額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助 している場合においては、その就園奨励費補助額を 控除した額とする。

費		利用する施設・事業所（以下「幼稚園等」という。）の就園に必要な経費									
(8) 教育費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>次の算式(1)によって算定した額</p> <p>ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。</p> <p>なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童等数</p> <p>教育費保護単価表（措置児童等1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="815 1361 1437 1608"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価 (月額)</td> <td>円 2,210</td> <td>円 4,380</td> <td>円 4,380</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3)</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等で</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価 (月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価 (月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380								

			<p>あって、交通費の支給を必要と認めるもの（その児童（重症心身障害児を除く。）が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。）があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券（定期乗車券のない場合にあっては、これに準ずるもの。）の実費を合算した額</p> <p>算式(4) 特別加算費年額保護単価 86,300 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童等数</p>				
(9) 学 校 給 食 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設のその月におけるその措置児童等が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額				
(10) 見 学 旅	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式 次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童等数</p> <p>見学旅行費保護単価表（措置児童等1人当たり）</p> <table border="1" data-bbox="828 1845 1422 2042"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)		
学年別	保護単価 (年額)						

行 費	その学校の教育課程において実施される見学旅行（通常の「修学旅行」をいう。）に参加するもの。		<table border="1"> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>22,690円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>60,910円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）</td> <td>111,290円</td> </tr> </table>	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）	111,290円
小学校第6学年	22,690円								
中学校第3学年	60,910円								
特別支援学校の高等部第3学年（高等学校を含む。）	111,290円								
(11) 入 進 学 支 度 金	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童等数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>64,300円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年進学児童	81,000円
学年別	保護単価 (年額)								
小学校第1学年入学児童	64,300円								
中学校第1学年進学児童	81,000円								
(12) 特 別 育 成 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童等数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公私別	保護単価				
公私別	保護単価								

		品費等の 教科学習 費、通学費 等 (2)その 児童の高 等学校入 学に際し 必要な学 用品費等	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>(月額)</td> </tr> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>23,330 円</td> </tr> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>34,540 円</td> </tr> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価 86,300 円×高等学校 第1学年入学措置児童等数		(月額)	国・公立高等学校	23,330 円	私立高等学校	34,540 円
	(月額)								
国・公立高等学校	23,330 円								
私立高等学校	34,540 円								
(13) 夏 季 等 特 別 行 事 費	障害児入所施設 及び指定発達支 援医療機関の措 置児童等であっ て、義務教育諸学 校に在学してい るもので、その学 校又は教育委員 会が、当該学年の 児童・生徒の全員 を参加させて行 う夏季等の臨海、 林間学校等の行 事に参加するも の。	その児童 の夏季等 特別行事 に参加す るのに必 要な交通 費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,150 円×夏季等特別行事参加措置児童等数						
(14) 期 末 一 時 扶 助 費	障害児入所施設 及び指定発達支 援医療機関の措 置児童等	その児童 の年末に おける被 服等の購 入費	次の算式によって算定した額とし、12月分の措 置費として支弁する。 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,650 円×12月 初日の措置児童等数						

<p>(15) 職業補導費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1)その児童の交通費 (2)その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式(1) その施設のその月におけるその措置児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費</p> <p>算式(2) 職業補導費月額保護単価 5,030 円×その月の職業補導機関に通っている措置児童等数</p>												
<p>(16) 児童用採暖費</p>	<p>福祉型障害児入所施設の措置児童等</p>	<p>その児童の冬期の採暖に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10 月分から翌年 3 月分までに限る。</p> <p>算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p style="text-align: center;">児童用採暖費保護単価表(措置児童等 1 人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="448 1364 1437 1756"> <thead> <tr> <th>級地別</th> <th>5 級地</th> <th>4 級地</th> <th>3 級地</th> <th>2 級地</th> <th>その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 7,880</td> <td>円 6,040</td> <td>円 3,910</td> <td>円 2,900</td> <td>円 1,460</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 136 号)の施行(平成 16 年 10 月 28 日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第 1 条に規定する級地区分を使用すること。</p>	級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域	保護単価(月額)	円 7,880	円 6,040	円 3,910	円 2,900	円 1,460
級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域										
保護単価(月額)	円 7,880	円 6,040	円 3,910	円 2,900	円 1,460										

<p>(17) 就職支度費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 141,430円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>
<p>(18) 葬祭費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、死亡したもの(以下「死亡児」という。)</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が159,040円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が450円を超えるときはその超える額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が10,760円を超えるときは9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価 159,040円×死亡児数</p>

費目の種類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1) 肢体不自由児基本分措置医療費	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>ア その措置児童等が社会保険（健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。）の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「診療報酬の算定方法」という。）及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。）に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額</p> <p>イ アに該当しない措置児童等については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額</p>
(2) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第 4 欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(3) 自	主として自閉症児を入	施設の運営に必要な	次の算式により算定した額の合計額

閉症児基本分措置医療費	所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	な医療費	<p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(4)重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(5)措置医療費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>その施設その月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額</p> <p>なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>

別表 4

費目の種類 第 1 欄	対象経費 第 2 欄	基準額 第 3 欄
(1) 障害児入所給付費	法第 24 条の 2 に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第 24 条の 2 の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児入所給付費	法第 24 条の 6 に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第 27 条の 4 の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第 27 条の 6 の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児通所給付費	法第 21 条の 5 の 3 に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第 21 条の 5 の 3 の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

<p>(5) 特例障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(6) 高額障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>児童福祉法施行令第 25 条の 5 の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(7) 障害児相談 支援給付費</p>	<p>法第 24 条の 26 に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 26 の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(8) 特例障害児 相談支援給 付費</p>	<p>法第 24 条の 27 に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 27 の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>

別表 5

費目の種類 第 1 欄	対象経費 第 2 欄	基準 第 3 欄
(1) 障害児入所医療費	法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第 24 条の 20 の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第 24 条の 22 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 肢体不自由児通所医療費	法第 21 条の 5 の 29 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用	法第 21 条の 5 の 29 の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第 21 条の 5 の 31 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200 円	
C	A 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500 円	
D 1	A 階層及び C 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 円から 12,000 円まで	6,600 円
D 2		12,001 円から 30,000 円まで	9,000 円
D 3		30,001 円から 60,000 円まで	13,500 円
D 4		60,001 円から 96,000 円まで	18,700 円
D 5		96,001 円から 189,000 円まで	29,000 円
D 6		189,001 円から 277,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が 41,200 円を超えるときは 41,200 円とする。）

D 7	277,001 円から 348,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 54,200 円を超えるときは 54,200 円とする。）
D 8	348,001 円から 465,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは 68,700 円とする。）
D 9	465,001 円から 594,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 85,000 円を超えるときは 85,000 円とする。）
D 10	594,001 円から 716,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 102,900 円を超えるときは 102,900 円とする。）
D 11	716,001 円から 864,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 122,500 円を超えるときは 122,500 円とする。）
D 12	864,001 円から 1,056,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは 143,800 円とする。）

D 13	1,056,001 円から 1,238,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは 166,600 円とする。）
D 14	1,238,001 円から 1,439,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは 191,200 円とする。）
D 15	1,439,001 円以上	全 額 徴 収

備 考	<p>1 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、同階層及び D 1～D 15 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（1） 地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。</p> <p>（2） 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。））に限る。）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>（3） 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。</p> <p>4 措置児童等の属する世帯の階層が B 階層と認定された世帯であっても、次に掲</p>
--------	--

げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は 0 円とする。

- ① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
- ② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）第 6 条第 1 項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第 2 項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 877 条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯
- ③ 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第 24 条の 2 により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）（以下「障害者総合支援法」という。）第 6 条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第 5 条第 6 項、第 7 項、第 12 項、第 13 項及び第 14 項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第 22 条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ 療育手帳制度要綱（「養育手帳制度について」（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号厚生労働事務次官通知）の別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和 39 年法律第 134 号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- ④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第 56 条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から 2 人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に 0.1 を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

6 措置児童等が、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第 56 条第 2 項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

7 6 の規定は、B 階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

別表 7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等 1 人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	293,750	285,050	282,830	277,060	273,980	265,850	259,730	253,570
31 ~ 40	246,570	239,220	237,420	232,450	229,840	223,090	217,920	212,770
41 ~ 50	219,960	213,340	211,710	207,230	204,930	198,880	194,200	189,530
51 ~ 60	215,740	209,220	207,610	203,220	200,950	194,880	190,330	185,740
61 ~ 70	211,610	205,210	203,630	199,310	197,030	190,960	186,560	182,050
71 ~ 80	202,670	196,520	194,990	190,820	188,730	182,870	178,630	174,310
81 ~ 90	193,770	187,860	186,370	182,410	180,420	174,810	170,720	166,610
91 ~ 100	185,790	180,220	178,760	174,900	172,900	167,570	163,610	159,600
101 ~ 110	185,550	179,930	178,500	174,670	172,640	167,330	163,340	159,350
111 ~ 120	185,310	179,680	178,260	174,470	172,420	167,100	163,140	159,140
121 ~ 130	185,060	179,410	178,010	174,240	172,170	166,860	162,890	158,920
131 ~ 140	183,220	177,590	176,190	172,440	170,450	165,130	161,250	157,290
141 ~ 150	181,360	175,810	174,400	170,680	168,750	163,460	159,630	155,670
151 ~ 160	179,600	174,100	172,770	169,050	167,150	161,980	158,020	154,140
161 ~ 170	177,660	172,230	170,880	167,220	165,350	160,170	156,360	152,430
171 ~ 180	177,390	171,990	170,650	166,950	165,080	159,910	156,090	152,210
181 ~ 190	177,130	171,750	170,380	166,680	164,790	159,670	155,840	151,980
191人以上	172,420	167,170	165,870	162,300	160,440	155,490	151,740	148,040

(1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	605,040	587,300	582,960	570,050	563,230	545,350	531,990	518,400
11 ~ 20	357,620	347,050	344,440	336,890	332,910	322,280	314,360	306,350

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	236,260	228,690	226,730	221,120	218,080	210,290	204,660	198,870
11 ~ 20	195,410	189,940	188,540	184,540	182,410	176,770	172,720	168,460

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	286,540	277,680	275,520	270,870	269,420	259,500	251,630	245,560
31 ~ 40	266,490	258,340	256,280	252,000	250,800	241,450	234,120	228,470
41 ~ 50	254,490	246,720	244,770	240,210	238,640	229,680	222,660	217,000
51 ~ 60	242,260	234,810	232,940	228,680	227,070	218,550	212,010	206,660
61 ~ 70	236,640	229,350	227,560	223,510	221,830	214,040	207,970	203,020
71人以上	218,200	211,500	209,810	206,010	204,560	197,430	191,830	187,220

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	292,480	283,730	281,520	275,660	272,600	264,550	258,390	252,290
31 ~ 35	255,540	247,890	246,000	240,840	238,230	231,100	225,660	220,330
36 ~ 40	238,530	231,500	229,700	224,950	222,370	215,770	210,760	205,820
41 ~ 50	220,130	213,560	211,910	207,500	205,130	199,020	194,370	189,730
51 ~ 60	209,200	202,940	201,370	197,050	194,900	189,040	184,560	180,180
61 ~ 70	207,400	201,060	199,540	195,390	193,120	187,310	182,950	178,580
71 ~ 80	198,050	192,020	190,510	186,510	184,380	178,780	174,540	170,440
81 ~ 90	195,160	189,250	187,730	183,770	181,650	176,130	171,910	167,780
91人以上	185,420	179,780	178,350	174,580	172,640	167,230	163,330	159,340

(3) - 2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	666,210	646,720	641,920	627,580	620,170	600,190	585,390	570,510
6 ~ 10	605,880	588,140	583,830	570,720	563,980	545,970	532,440	518,930
11 ~ 15	442,910	429,880	426,650	416,800	410,350	397,360	387,500	377,700
16 ~ 20	363,390	352,630	349,980	341,950	336,660	325,760	317,690	309,560
21 ~ 25	310,600	301,460	299,150	292,200	287,610	278,380	271,380	264,500
26 ~ 30	293,830	285,010	282,810	276,660	272,600	264,550	258,390	252,290
31 ~ 35	259,630	251,950	249,960	244,570	240,870	233,720	228,190	222,810
36 ~ 40	239,530	232,460	230,640	225,730	222,280	215,640	210,620	205,660
41 ~ 50	231,680	224,790	223,010	218,100	214,770	208,280	203,370	198,400
51 ~ 60	209,470	203,170	201,610	197,180	194,250	188,390	183,960	179,630
61 ~ 70	207,630	201,280	199,760	195,400	192,380	186,660	182,240	177,890
71 ~ 80	198,260	192,200	190,700	186,520	183,660	178,030	173,810	169,700
81 ~ 90	195,310	189,410	187,900	183,790	180,930	175,440	171,250	167,110
91人以上	185,000	179,300	177,890	173,960	171,280	165,960	161,970	157,970

(3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	311,850	303,790	301,730	295,830	292,730	284,490	278,390	272,180
6 ~ 10	273,780	266,170	264,210	258,640	255,730	247,970	242,180	236,360
11 ~ 15	219,500	213,240	211,770	207,220	204,850	198,570	193,900	189,090
16 ~ 20	195,680	190,030	188,680	184,530	182,430	176,720	172,460	168,170
21 ~ 25	190,540	185,000	183,630	179,640	177,500	171,970	167,800	163,630
26 ~ 30	185,410	179,950	178,590	174,710	172,560	167,200	163,170	159,050

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	290,140	281,400	279,180	273,320	270,320	262,210	255,980	250,020
31 ~ 35	253,580	245,880	243,970	238,910	236,190	229,050	223,630	218,300
36 ~ 40	237,570	230,390	228,610	223,870	221,210	214,640	209,630	204,650
41 ~ 50	219,280	212,550	210,920	206,510	204,230	198,040	193,390	188,670
51 ~ 60	208,520	202,120	200,490	196,300	194,070	188,200	183,760	179,360
61 ~ 70	206,900	200,400	198,830	194,590	192,380	186,520	182,190	177,770
71 ~ 80	197,600	191,450	189,890	185,830	183,750	178,150	173,890	169,760
81 ~ 90	194,140	188,130	186,550	182,520	180,520	174,960	170,850	166,670
91人以上	185,230	179,420	177,920	174,160	172,140	166,860	162,880	158,870

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	660,130	640,670	635,850	621,570	614,160	594,330	579,690	564,570
6 ~ 10	599,940	582,300	577,790	564,900	558,060	540,200	526,850	513,300
11 ~ 15	436,800	423,850	420,690	411,270	406,390	393,300	383,430	373,750
16 ~ 20	359,770	349,210	346,470	338,680	334,660	323,840	315,770	307,540
21 ~ 25	309,860	300,650	298,390	291,710	288,180	278,860	271,920	264,950
26 ~ 30	289,810	281,210	279,050	273,240	270,170	262,150	256,000	250,020
31 ~ 35	253,350	245,790	243,920	238,820	236,170	228,990	223,660	218,300
36 ~ 40	237,380	230,250	228,510	223,780	221,340	214,620	209,640	204,650
41 ~ 50	219,080	212,530	210,910	206,470	204,250	198,040	193,390	188,670
51 ~ 60	208,300	202,050	200,430	196,220	194,060	188,150	183,760	179,360
61 ~ 70	206,610	200,320	198,750	194,580	192,370	186,570	182,200	177,770
71 ~ 80	197,430	191,380	189,860	185,820	183,750	178,080	173,930	169,760
81 ~ 90	193,900	187,990	186,490	182,510	180,500	174,900	170,830	166,670
91人以上	185,010	179,360	177,970	174,150	172,170	166,880	162,900	158,870

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	310,760	302,720	300,670	294,830	291,730	283,580	277,440	271,350
6 ~ 10	273,260	265,640	263,730	258,070	255,170	247,520	241,690	235,890
11 ~ 15	219,430	213,230	211,730	207,190	204,790	198,540	193,860	189,120
16 ~ 20	196,650	191,030	189,590	185,410	183,260	177,480	173,270	168,970
21 ~ 25	191,320	185,740	184,360	180,320	178,230	172,600	168,470	164,270
26 ~ 30	185,970	180,510	179,180	175,250	173,220	167,790	163,650	159,530

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	263,690	255,610	253,630	248,190	245,330	237,910	232,220	226,600
51 ~ 60	259,890	251,900	249,950	244,430	241,410	233,750	228,040	222,200
61 ~ 70	253,700	245,900	243,990	238,800	236,020	228,920	223,460	217,990
71人以上	248,860	241,230	239,340	234,290	231,640	224,690	219,300	213,910

2 加算分保護単価

(1) 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	17,160	16,610	16,470	16,120	15,980	15,380	15,080	14,700
31 ~ 40	13,770	13,350	13,250	12,940	12,800	12,370	12,080	11,770
41 ~ 50	10,190	9,870	9,790	9,570	9,470	9,160	8,960	8,720
51 ~ 60	9,240	8,970	8,900	8,700	8,610	8,320	8,110	7,900
61 ~ 70	8,140	7,890	7,840	7,670	7,600	7,360	7,180	7,010
71 ~ 80	7,120	6,900	6,850	6,710	6,640	6,410	6,250	6,120
81 ~ 90	6,130	5,940	5,890	5,770	5,700	5,470	5,370	5,270
91 ~ 100	5,050	4,880	4,840	4,710	4,640	4,500	4,440	4,300
101 ~ 110	4,680	4,540	4,490	4,390	4,300	4,200	4,080	3,990
111 ~ 120	4,310	4,180	4,170	4,070	4,050	3,850	3,760	3,650
121 ~ 130	3,960	3,820	3,790	3,690	3,640	3,570	3,480	3,390
131 ~ 140	3,590	3,490	3,460	3,380	3,340	3,250	3,160	3,120
141 ~ 150	3,300	3,190	3,180	3,100	3,080	2,960	2,880	2,810
151 ~ 160	3,170	3,070	3,050	2,980	2,930	2,850	2,780	2,720
161 ~ 170	3,160	3,070	3,040	2,970	2,920	2,790	2,720	2,690
171 ~ 180	3,050	2,970	2,930	2,870	2,820	2,710	2,660	2,570
181 ~ 190	2,930	2,840	2,810	2,750	2,720	2,630	2,560	2,510
191人以上	2,750	2,670	2,650	2,610	2,580	2,510	2,440	2,390

(1) - 2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	52,240	50,620	50,230	49,090	48,460	46,950	45,730	44,480
11 ~ 20	26,000	25,170	24,980	24,420	24,110	23,380	22,770	22,130

(1) - 3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	104,740	101,540	100,750	98,400	97,180	94,030	91,670	89,170
6 ~ 10	52,240	50,620	50,230	49,090	48,460	46,950	45,730	44,480
11 ~ 15	34,760	33,660	33,410	32,640	32,280	31,190	30,410	29,590
16 ~ 20	26,000	25,170	24,980	24,420	24,110	23,380	22,770	22,130
21 ~ 25	20,740	20,080	19,910	19,470	19,260	18,640	18,200	17,690
26 ~ 30	17,160	16,610	16,470	16,120	15,980	15,380	15,080	14,700

(2) 乳幼児加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	27,240	26,440	26,250	25,660	25,350	24,510	23,980	23,430

(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
	円
5人	37,570
6 ~ 10	18,780
11 ~ 15	12,520
16 ~ 20	9,390
21 ~ 25	7,510
26 ~ 30	6,260
31 ~ 35	5,360

(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	38,000	36,890	36,610	35,780	35,230	34,120	33,290	32,460
11 ~ 20	19,000	18,440	18,300	17,890	17,610	17,060	16,640	16,230
21 ~ 30	12,660	12,290	12,200	11,920	11,740	11,370	11,090	10,820
31 ~ 40	9,500	9,220	9,150	8,940	8,800	8,530	8,320	8,110
41 ~ 50	7,600	7,370	7,320	7,150	7,040	6,820	6,650	6,490
51 ~ 60	6,330	6,140	6,100	5,960	5,870	5,680	5,540	5,410
61 ~ 70	5,420	5,270	5,230	5,110	5,030	4,870	4,750	4,630
71 ~ 80	4,750	4,610	4,570	4,470	4,400	4,260	4,160	4,050
81 ~ 90	4,220	4,100	4,060	3,970	3,910	3,790	3,690	3,600
91 ~ 100	3,800	3,690	3,660	3,570	3,520	3,410	3,330	3,240
101 ~ 110	3,450	3,350	3,320	3,250	3,200	3,100	3,020	2,950
111 ~ 120	3,160	3,070	3,050	2,980	2,930	2,840	2,770	2,700
121 ~ 130	2,920	2,830	2,810	2,750	2,710	2,620	2,560	2,490
131 ~ 140	2,710	2,630	2,610	2,550	2,510	2,430	2,370	2,310
141 ~ 150	2,530	2,460	2,440	2,380	2,340	2,270	2,220	2,160
151 ~ 160	2,370	2,300	2,280	2,230	2,200	2,130	2,080	2,020
161 ~ 170	2,230	2,170	2,150	2,100	2,070	2,000	1,950	1,910
171 ~ 180	2,110	2,050	2,030	1,980	1,950	1,890	1,850	1,800
181 ~ 190	2,000	1,940	1,920	1,880	1,850	1,790	1,750	1,700
191人以上	1,900	1,840	1,830	1,780	1,760	1,700	1,660	1,620

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	39,200	38,090	37,810	36,980	36,430	35,320	34,490	33,660
11 ~ 20	20,200	19,640	19,500	19,090	18,810	18,260	17,840	17,430
21 ~ 30	13,860	13,490	13,400	13,120	12,940	12,570	12,290	12,020
31 ~ 40	10,700	10,420	10,350	10,140	10,000	9,730	9,520	9,310
41 ~ 50	8,800	8,570	8,520	8,350	8,240	8,020	7,850	7,690
51 ~ 60	7,530	7,340	7,300	7,160	7,070	6,880	6,740	6,610
61 ~ 70	6,620	6,470	6,430	6,310	6,230	6,070	5,950	5,830
71 ~ 80	5,950	5,810	5,770	5,670	5,600	5,460	5,360	5,250
81 ~ 90	5,420	5,300	5,260	5,170	5,110	4,990	4,890	4,800
91 ~ 100	5,000	4,890	4,860	4,770	4,720	4,610	4,530	4,440
101 ~ 110	4,650	4,550	4,520	4,450	4,400	4,300	4,220	4,150
111 ~ 120	4,360	4,270	4,250	4,180	4,130	4,040	3,970	3,900
121 ~ 130	4,120	4,030	4,010	3,950	3,910	3,820	3,760	3,690
131 ~ 140	3,910	3,830	3,810	3,750	3,710	3,630	3,570	3,510
141 ~ 150	3,730	3,660	3,640	3,580	3,540	3,470	3,420	3,360
151 ~ 160	3,570	3,500	3,480	3,430	3,400	3,330	3,280	3,220
161 ~ 170	3,430	3,370	3,350	3,300	3,270	3,200	3,150	3,110
171 ~ 180	3,310	3,250	3,230	3,180	3,150	3,090	3,050	3,000
181 ~ 190	3,200	3,140	3,120	3,080	3,050	2,990	2,950	2,900
191人以上	3,100	3,040	3,030	2,980	2,960	2,900	2,860	2,820

(6) 看護職員配置加算(Ⅰ)分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,560	49,880	49,460	48,200	47,360	45,680	44,420	43,160
11 ~ 20	25,780	24,940	24,730	24,100	23,680	22,840	22,210	21,580
21 ~ 30	17,180	16,620	16,480	16,060	15,780	15,220	14,800	14,380
31 ~ 40	12,890	12,470	12,360	12,050	11,840	11,420	11,100	10,790
41 ~ 50	10,310	9,970	9,890	9,640	9,470	9,130	8,880	8,630
51 ~ 60	8,590	8,310	8,240	8,030	7,890	7,610	7,400	7,190
61 ~ 70	7,360	7,120	7,060	6,880	6,760	6,520	6,340	6,160
71 ~ 80	6,440	6,230	6,180	6,020	5,920	5,710	5,550	5,390
81 ~ 90	5,720	5,540	5,490	5,350	5,260	5,070	4,930	4,790
91 ~ 100	5,150	4,980	4,940	4,820	4,730	4,560	4,440	4,310
101 ~ 110	4,680	4,530	4,490	4,380	4,300	4,150	4,030	3,920
111 ~ 120	4,290	4,150	4,120	4,010	3,940	3,800	3,700	3,590
121 ~ 130	3,960	3,830	3,800	3,700	3,640	3,510	3,410	3,320
131 ~ 140	3,680	3,560	3,530	3,440	3,380	3,260	3,170	3,080
141 ~ 150	3,430	3,320	3,290	3,210	3,150	3,040	2,960	2,870
151 ~ 160	3,220	3,110	3,090	3,010	2,960	2,850	2,770	2,690
161 ~ 170	3,030	2,930	2,910	2,830	2,780	2,680	2,610	2,530
171 ~ 180	2,860	2,770	2,740	2,670	2,630	2,530	2,460	2,390
181 ~ 190	2,710	2,620	2,600	2,530	2,490	2,400	2,330	2,270
191人以上	2,570	2,490	2,470	2,410	2,360	2,280	2,220	2,150

(7) 看護職員配置加算(Ⅱ)分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,560	49,880	49,460	48,200	47,360	45,680	44,420	43,160
11 ~ 20	25,780	24,940	24,730	24,100	23,680	22,840	22,210	21,580
21 ~ 30	17,180	16,620	16,480	16,060	15,780	15,220	14,800	14,380
31 ~ 40	12,890	12,470	12,360	12,050	11,840	11,420	11,100	10,790
41 ~ 50	10,310	9,970	9,890	9,640	9,470	9,130	8,880	8,630
51 ~ 60	8,590	8,310	8,240	8,030	7,890	7,610	7,400	7,190
61 ~ 70	7,360	7,120	7,060	6,880	6,760	6,520	6,340	6,160
71 ~ 80	6,440	6,230	6,180	6,020	5,920	5,710	5,550	5,390
81 ~ 90	5,720	5,540	5,490	5,350	5,260	5,070	4,930	4,790
91 ~ 100	5,150	4,980	4,940	4,820	4,730	4,560	4,440	4,310
101 ~ 110	4,680	4,530	4,490	4,380	4,300	4,150	4,030	3,920
111 ~ 120	4,290	4,150	4,120	4,010	3,940	3,800	3,700	3,590
121 ~ 130	3,960	3,830	3,800	3,700	3,640	3,510	3,410	3,320
131 ~ 140	3,680	3,560	3,530	3,440	3,380	3,260	3,170	3,080
141 ~ 150	3,430	3,320	3,290	3,210	3,150	3,040	2,960	2,870
151 ~ 160	3,220	3,110	3,090	3,010	2,960	2,850	2,770	2,690
161 ~ 170	3,030	2,930	2,910	2,830	2,780	2,680	2,610	2,530
171 ~ 180	2,860	2,770	2,740	2,670	2,630	2,530	2,460	2,390
181 ~ 190	2,710	2,620	2,600	2,530	2,490	2,400	2,330	2,270
191人以上	2,570	2,490	2,470	2,410	2,360	2,280	2,220	2,150

(8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,600	53,740	53,280	51,890	50,960	49,110	47,720	46,330
11 ~ 20	27,800	26,870	26,640	25,940	25,480	24,550	23,860	23,160
21 ~ 30	18,530	17,910	17,760	17,290	16,980	16,370	15,900	15,440
31 ~ 40	13,900	13,430	13,320	12,970	12,740	12,270	11,930	11,580
41 ~ 50	11,120	10,750	10,650	10,370	10,190	9,820	9,540	9,260
51 ~ 60	9,260	8,950	8,880	8,640	8,490	8,180	7,950	7,720
61 ~ 70	7,940	7,670	7,610	7,410	7,280	7,010	6,810	6,610
71 ~ 80	6,950	6,710	6,660	6,480	6,370	6,130	5,960	5,790
81 ~ 90	6,170	5,970	5,920	5,760	5,660	5,450	5,300	5,140
91 ~ 100	5,560	5,370	5,320	5,190	5,090	4,910	4,770	4,630
101 ~ 110	5,050	4,880	4,840	4,710	4,630	4,460	4,330	4,210
111 ~ 120	4,630	4,470	4,440	4,320	4,240	4,090	4,030	3,860
121 ~ 130	4,270	4,130	4,090	3,990	3,920	3,770	3,670	3,560
131 ~ 140	3,970	3,830	3,800	3,700	3,640	3,500	3,400	3,310
141 ~ 150	3,700	3,580	3,550	3,460	3,390	3,270	3,180	3,080
151 ~ 160	3,470	3,350	3,330	3,240	3,180	3,070	2,980	2,890
161 ~ 170	3,270	3,160	3,130	3,050	2,990	2,880	2,800	2,720
171 ~ 180	3,080	2,980	2,960	2,880	2,820	2,720	2,650	2,570
181 ~ 190	2,920	2,820	2,800	2,730	2,680	2,580	2,510	2,430
191人以上	2,780	2,680	2,660	2,590	2,540	2,450	2,380	2,310

(9) 児童指導員等加配加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	41,700	40,310	39,960	38,920	38,220	36,830	35,790	34,750
11 ～ 20	20,850	20,150	19,980	19,460	19,110	18,410	17,890	17,370
21 ～ 30	13,900	13,430	13,320	12,970	12,740	12,270	11,930	11,580
31 ～ 40	10,420	10,070	9,990	9,730	9,550	9,200	8,940	8,680
41 ～ 50	8,340	8,060	7,990	7,780	7,640	7,360	7,150	6,950
51 ～ 60	6,950	6,710	6,660	6,480	6,370	6,130	5,960	5,790
61 ～ 70	5,950	5,750	5,700	5,560	5,460	5,260	5,110	4,960
71 ～ 80	5,210	5,030	4,990	4,860	4,770	4,600	4,470	4,340
81 ～ 90	4,630	4,470	4,440	4,320	4,240	4,090	3,970	3,860
91 ～ 100	4,170	4,030	3,990	3,890	3,820	3,680	3,570	3,470
101 ～ 110	3,790	3,660	3,630	3,530	3,470	3,340	3,250	3,150
111 ～ 120	3,470	3,350	3,330	3,240	3,180	3,060	2,980	2,890
121 ～ 130	3,200	3,100	3,070	2,990	2,940	2,830	2,750	2,670
131 ～ 140	2,970	2,870	2,850	2,780	2,730	2,630	2,550	2,480
141 ～ 150	2,780	2,680	2,660	2,590	2,540	2,450	2,380	2,310
151 ～ 160	2,600	2,510	2,490	2,430	2,380	2,300	2,230	2,170
161 ～ 170	2,450	2,370	2,350	2,280	2,240	2,160	2,100	2,040
171 ～ 180	2,310	2,230	2,220	2,160	2,120	2,040	1,980	1,930
181 ～ 190	2,190	2,120	2,100	2,040	2,010	1,930	1,880	1,820
191人以上	2,080	2,010	1,990	1,940	1,910	1,840	1,780	1,730

(10) 小規模グループケア加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	92,080	89,010	88,240	85,940	84,400	81,330	79,030	76,730

(11) 小規模グループケア加算(サテライト型)分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	113,520	109,730	108,790	105,950	104,060	100,270	97,440	94,600

(12) ソーシャルワーカー配置加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	56,620	54,770	54,310	52,920	52,000	50,150	48,760	47,380
11 ～ 20	28,310	27,380	27,150	26,460	26,000	25,070	24,380	23,690
21 ～ 30	18,870	18,250	18,100	17,640	17,330	16,710	16,250	15,790
31 ～ 40	14,150	13,690	13,570	13,230	13,000	12,530	12,190	11,840
41 ～ 50	11,320	10,950	10,860	10,580	10,400	10,030	9,750	9,470
51 ～ 60	9,430	9,120	9,050	8,820	8,660	8,350	8,120	7,890
61 ～ 70	8,080	7,820	7,750	7,560	7,420	7,160	6,960	6,760
71 ～ 80	7,070	6,840	6,780	6,610	6,500	6,260	6,090	5,920
81 ～ 90	6,290	6,080	6,030	5,880	5,770	5,570	5,410	5,260
91 ～ 100	5,660	5,470	5,430	5,290	5,200	5,010	4,870	4,730
101 ～ 110	5,140	4,980	4,930	4,810	4,720	4,550	4,430	4,300
111 ～ 120	4,710	4,560	4,520	4,410	4,330	4,180	4,060	3,940
121 ～ 130	4,350	4,210	4,170	4,070	4,000	3,850	3,750	3,640
131 ～ 140	4,040	3,910	3,880	3,780	3,710	3,580	3,480	3,380
141 ～ 150	3,770	3,650	3,620	3,520	3,460	3,340	3,250	3,150
151 ～ 160	3,530	3,420	3,390	3,300	3,250	3,130	3,040	2,960
161 ～ 170	3,330	3,220	3,190	3,110	3,050	2,950	2,860	2,780
171 ～ 180	3,140	3,040	3,010	2,940	2,880	2,780	2,700	2,630
181 ～ 190	2,980	2,880	2,850	2,780	2,730	2,640	2,560	2,490
191人以上	2,830	2,730	2,710	2,640	2,600	2,500	2,430	2,360

障害児入所施設の職種別職員定数表

1 福祉型障害児入所施設

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。

看護師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医師	医師1人。嘱託医2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員	通じて定員4人につき1人。
保育士	ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員3.5人につき1人。
介 助 員	1人。
看 護 師	定員50人につき3人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。

調理員等	4人。
嘱託医	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱 託 医	2人。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	_____

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごと	本体施設の職員と兼務とする。	_____

	に1人を加算する。		
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱 託 医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	障害者支援施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。

栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	障害者支援施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。

医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

別紙様式 1

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金調書

地方公共団体名

令和 年度 こども家庭庁所管

(単位:円)

国			地方公共団体										備考	
歳出 予算 科目	交付決定額	補助 率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負担 金相当額	支出済額	うち国庫負 担金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫負担 金相当額		

(記入要領)

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書に示した負担金の額を記入すること。また、「歳出予算科目」は、項、目及び目の細分を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都道府県知事

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

なお、管内市町村分については、申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。

申請額	金	0 円
都道府県分	金	0 円
市 町 村分	金	0 円
うち障害児入所給付費等国庫負担金	金	0 円
都道府県分	金	0 円
市 町 村分	金	0 円
うち障害児入所医療費等国庫負担金	金	0 円
都道府県分	金	0 円
市 町 村分	金	0 円

(添付書類)

- 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙B)
- 3 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分申請額内訳 (別紙C)
- 4 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

別添

寄附金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄附金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③)-(⑥+⑦)	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障害児施設措置費国庫負担金	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関							0				
	指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0				
計			0				0	0	0		0	
障害児入所給付費等	障害児入所給付費							0				
	高額障害児入所給付費							0				
	特定入所障害児食費等給付費							0				
	計			0				0	0	0		0
合計	0		0	0		0	0	0	0		0	

(記載上の注意)

- 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「障害児入所給付費等」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(1)のイにより算定された額を記入すること。
- 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費を除いた予定支弁額を記入すること。

令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障害児施設措置医療費国庫負担金	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0	/	/	/	
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関 指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0				
計	/	/	0	/	/	0	0	0	0	0		
負医療費国庫負担金	障害児入所医療費	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0	
	計	/	/	0	/	0	0	0	0	0	0	
合計	0		0	0		0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 1 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 2 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 3 「障害児入所医療費」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(2)のイにより算定された額を記入すること。
- 4 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費のみの予定支弁額を記入すること。

別紙C

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分申請額内訳

〇〇県

区 分		種 目	対象経費の 支出予定額	寄附金その他 の収入予定額	差引額 (A-B)	基準額	国庫負担基本額 (C・Dいずれか 少ない方の額)	通所利用者負担額	差引国庫負担 基本額 (E-F)	国庫負担所要額 (G×1/2)	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消)申請額 (H-I)	
			A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	措置費 国庫負担金	いやむを得ない事由による措置費			0		0		0	0		0	
	障害児 施設 給付費 等	障害児 通所 給付費 等	障害児通所給付費			0		0	/	0	/	/	/
			特例障害児通所給付費			0		0					
			高額障害児通所給付費			0		0					
			計	0	0	0	0	0					
	国庫 負担 金	障害児 相談 支援 給付費 等	障害児相談支援給付費			0		0	/	0	/	/	/
			特例障害児相談支援給付費			0		0					
			計	0	0	0	0	0					
	小 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	措置費 国庫負担金	いやむを得ない事由による措置医療費			0		0		0	0		0
医療費 国庫負担金		肢体不自由児通所医療費			0		0	/	0	0		0	
小 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記入要領)

この表は、別紙様式3の交付申請書をとりとめて、市町村分を作成すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

申請額	金	0 円
〔	うち障害児入所給付費等国庫負担金	金 0 円
	うち障害児入所医療費等国庫負担金	金 0 円
〕		

(添付書類)

- 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙B)
- 3 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

別添

寄附金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄附金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-⑥+⑦)	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障害児施設措置費国庫負担金	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関							0				
	指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0				
	計			0			0	0	0			0
障害児入所給付費等	障害児入所給付費							0				
	高額障害児入所給付費							0				
	特定入所障害児食費等給付費							0				
	計			0			0	0	0			0
合計		0	0	0		0	0	0	0		0	0

(記載上の注意)

- 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「障害児入所給付費等」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(1)のイにより算定された額を記入すること。
- 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費を除いた予定支弁額を記入すること。

令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑤差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障害児施設措置医療費国庫負担金	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関							0				
	指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0				
	計			0			0	0	0	0		0
負医療費国庫負担施設	障害児入所医療費							0				
	計			0		0	0	0	0		0	
合計			0			0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「障害児入所医療費」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(2)のイにより算定された額を記入すること。
- 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費のみの予定支弁額を記入すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

市 町 村 長

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

申請額	金	0	円
〔	うち障害児入所給付費等国庫負担金	金	0 円
	うち障害児入所医療費等国庫負担金	金	0 円
〕			

(添付書類)

- 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金事業計画書 (別紙B)
- 3 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

別添

寄附金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄附金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び
障害児入所医療費等国庫負担金事業計画書

市町村名

事業種別			対象者延人員(人)	対象経費の支出 予定額(円)	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	措置費 国庫 負担 金	措置費 国庫 負担 金	やむを得ない事由による措置費		
	障害児 施設 給付 費等 国庫 負担 金	障害児 通所 給付 費等	障害児通所給付費		
			特例障害児通所給付費		
			高額障害児通所給付費		
			計	0	0
	給付費等	障害児 相談 支援 給付 費等	障害児相談支援給付費		
			特例障害児相談支援給付費		
			計	0	0
	小計			0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	措置費 国庫 負担 金	措置費 国庫 負担 金	やむを得ない事由による措置医療費	
医療費 国庫 負担 金		医療費 国庫 負担 金	肢体不自由児通所医療費		
小計			0	0	
合計			0	0	

(注)対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施月)合計数を記入すること。

番 号

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付決定通知書

〇〇〇市（町村）

令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条 { 第1項の規定により、 } 令和 年 月 日こ支障第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

- 1 国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ支障第※号こども家庭庁長官通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は、別紙のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は国庫負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- 3 この国庫負担金の額の確定は、交付要綱の5に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 4 この国庫負担金は、交付要綱の7に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び負担金の額

〇〇〇市(町村)

区 分			事業に要する経費	負担金の額	
			円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	措置費 負担金 国庫 施設	やむを得ない事由による措置費			
	障害児施設給付費等 国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費	/	/
			特例障害児通所給付費		
			高額障害児通所給付費		
			計		
	障害児相談支援 給付費等	障害児相談支援	障害児相談支援給付費	/	/
			特例障害児相談支援給付費		
			計		
	小 計			0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	措置費 負担金 国庫 施設	やむを得ない事由による措置医療費		
医療費 負担金 国庫 施設		肢体不自由児通所医療費			
小 計		0	0		
合 計			0	0	

番 号

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金
変更交付決定通知書

〇〇〇市（町村）

令和 年 月 日第 号で交付された令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金
及び障害児入所医療費等国庫負担金については、{ 令和 年 月 日第 号申請に基
補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
づき、
法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により } 令和 年 月 日こ支障
第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

（超過交付が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、同法第18条第1項の規定により、令和
月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。

令和 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

- 1 国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、令和※年※月※日こ支障第
※号こども家庭庁長官通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫
負担金交付要綱」の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は、別紙のとおりである。
- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月
日とする。

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び負担金の額

区 分			事業に要する経費	左のうち今回増加(減少)額	負担金額	左のうち今回追加交付(減少)額	
			円	円	円	円	
障害児入所給付費等	障害児施設措置費国庫負担金	やむを得ない事由による措置費					
	障害児施設給付費等国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費	/	/	/	
			特例障害児通所給付費	/	/	/	
			高額障害児通所給付費	/	/	/	
		計	0	0	0	0	
	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費	/	/	/	
			特例障害児相談支援給付費	/	/	/	
		計	0	0	0	0	
	小 計			0	0	0	0
	障害児入所医療費等	障害児施設医療費国庫負担金	やむを得ない事由による措置医療費				
障害児施設医療費国庫負担金		肢体不自由児通所医療費					
小 計			0	0	0	0	
合 計			0	0	0	0	

第 号
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

都 道 府 県 知 事

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金に係る事業実績報告書

令和 年 月 日こ支障第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、
関係書類を添えて報告する。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績については、次のとおり報告が
あり、内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。

添付書類

- (1) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算書 (別紙A)
- (2) 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金精算書 (別紙B)
- (3) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表 (別紙C)
- (4) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表 (別紙D)
- (5) 令和 年度障害児入所措置費事業費支弁児童 (者) 数月別集計表 (別紙E)
- (6) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分精算書集計表 (別紙F)
- (7) 歳入歳出決算書抄本

別添

寄附金その他の収入額の内訳

種目	金額	説明
	円	
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
計		

(記入要領)

「寄附金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表

1. 障害児入所措置費

施設種別等 月別	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関	指定発達支援医療機関（肢体不自由児）
	4月	人	人	人	人	人	人	人	人
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 障害児入所給付費等

施設種別等 月別	障害児入所給付費										(高額障害児入所給付費)	費(特定入所障害児食費等給付)
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる指定発達支援医療機関	指定発達支援医療機関（重症心身障害児）	指定発達支援医療機関（肢体不自由児）	指定発達支援医療機関（重症心身障害児）		
3月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	()	人
4月											()	
5月											()	
6月											()	
7月											()	
8月											()	
9月											()	
10月											()	
11月											()	
12月											()	
1月											()	
2月											()	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0

(記載上の注意)

1. 障害児入所措置費については、各月の初日措置人員について支弁台帳総括表の当該施設の「初日措置人員」の欄の数を記載すること。
2. 措置停止のある施設については、その人員を()書きで再掲すること。
3. 障害児入所給付費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
4. 障害児入所給付費の高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費については、それぞれの対象者延べ人員数を記載すること。
また、高額障害児入所給付費については、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合、当該年度に併給調整額が確定した人員を対象者延べ人員数に含め、括弧書きでその人員を明らかにすること。
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表

1. 障害児入所措置医療費

施設種別等 月別	主として知的障害児入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児入所させる医療型障害児入所施設	主として肢体不自由児入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児入所させる指定発達支援医療機関	指定発達支援医療機関（肢体不自由児）
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〇〇県
2. 障害児入所医療費

施設種別等 月別	障害児入所医療費
3月	人
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
計	0

(記載上の注意)

障害児入所医療費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

費目 月別	障害児施設																									
	重度障害児支援加算費					強度行動障害児特別支援加算費	重度重複障害児加算費	被虐待児受入加算費	教育費			見学旅行費			入進学支度金		特別育成費		夏季等特別行事費	児童用採暖費					児童発達支援管理責任者配置加算	小規模グループケア加算
	福祉型障害施設(肢体不自由児以外)	障害児入所施設(肢体不自由児)	福祉型障害児入所施設(肢体不自由児)	医療型障害児入所施設	指定医療機関(肢体不自由児)				小学生	中学生	盲・ろう学校等高等部	小学校第6学年	中学校第3学年	盲・ろう学校等高等部第3学年	小学校第1学年入学児童	中学校第1学年進学児童	国・公立高等学校	私立高等学校		5級地	4級地	3級地	2級地	その他地域		
						25%加算分	30%加算分																			
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
5月																										
6月																										
7月																										
8月																										
9月																										
10月																										
11月																										
12月																										
1月																										
2月																										
3月																										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員及び該当措置人員を記入すること。

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分精算書集計表

〇〇県

区分	種目	対象経費の支出済額	寄附金その他の収入額	差引額 (A-B)	基準額	国庫負担基本額 (C・Dいずれか少ない方の額)	通所利用者負担額	差引国庫負担基本額 (E-F)	国庫負担所要額 (G×1/2)	交付決定額	国庫負担受入額	差引過不足額		備考	
												過 (J-H)	不足 (H-J)		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	円	円	円	
障害児入所給付費等	国設障害児入所施設給付費等	にやむを得ない事由による措置費		0		0		0	0			0	0		
	障害児施設給付費等	障害児通所給付費等	障害児通所給付費		0		0	/	0	/	/	/	/	/	
			特例障害児通所給付費		0		0		0						
			高額障害児通所給付費		0		0		0						
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	国庫負担金	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費		0		0	/	0	/	/	/	/	/	
			特例障害児相談支援給付費		0		0		0						
			計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障害児入所医療費等	施設障害児入所医療費	にやむを得ない事由による措置医療費		0		0		0	0			0	0	
国設障害児入所医療費		肢体不自由児通所医療費		0		0	/	0	0			0	0		
小計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記入要領)

- この表は、別紙様式7の実績報告書を取りまとめて、市町村分を作成すること。
- 「高額障害児通所給付費」については、高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費との併給調整を要する場合における支給額の変更は、当該併給調整額が確定した年度の実績報告額に計上し、対象経費の支出済額に含まれる当該変更額を、「備考」の欄で明らかにすること。

第 号
令和 年 月 日

こども家庭庁長官 殿

指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金に係る事業実績報告書

令和 年 月 日こ支障第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、
関係書類を添えて報告する。

添付書類

- (1) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算書 (別紙A)
- (2) 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金精算書 (別紙B)
- (3) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表 (別紙C)
- (4) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表 (別紙D)
- (5) 令和 年度障害児入所措置費事業費支弁児童 (者) 数月別集計表 (別紙E)
- (6) 歳入歳出決算書抄本

別添

寄附金その他の収入額の内訳

種目	金額	説明
○ ○ ○ ○	円	
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
計		

(記入要領)

「寄附金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

初日措置人員等施設種別及び月別集計並びに障害児入所給付費等対象者等集計表

施設種別等	1. 障害児入所措置費									
	主として知的障害児を入所させる施設	主として自閉症児を入所させる施設	主として障害児を入所させる施設							
月別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

施設種別等	2. 障害児入所給付費等										(高額障害児入所給付費)	費(特定入所障害児食費等給付)	
	主として知的障害児を入所させる施設	主として自閉症児を入所させる施設	主として障害児を入所させる施設										
月別	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
3月												()	
4月												()	
5月												()	
6月												()	
7月												()	
8月												()	
9月												()	
10月												()	
11月												()	
12月												()	
1月												()	
2月												()	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0

(記載上の注意)

1. 障害児入所措置費については、各月の初日措置人員について支弁台帳総括表の当該施設の「初日措置人員」の欄の数を記載すること。
 2. 措置停止のある施設については、その人員を()で記載すること。
 3. 障害児入所給付費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
 4. 障害児入所給付費の高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付については、それぞれの対象者延べ人員数を記載すること。
- また、高額障害児入所給付費については、高額介護(予防)サービス費及び高額医療費合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合、当該年度に併給調整額が確定した人員を対象者延べ人員数に含め、括弧書きでその人員を明らかにすること。(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

別紙D

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表

1. 障害児入所措置医療費

施設種別等 月別	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児入所及び指定発達支援医療機関	指定発達支援医療機関（肢体不自由児）
	4月	人	人	人	人	人	人	人	人
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〇〇市
2. 障害児入所医療費

施設種別等 月別	障害児入所医療費
3月	人
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
計	0

(記載上の注意)

障害児入所医療費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

費目 月別	障害児施設																									
	重度障害児支援加算費					強度行動障害児特別支援加算費	重度重複障害児加算費	被虐待児受入加算費	教育費			見学旅行費			入進学支度金		特別育成費		夏季等特別行事費	児童用採暖費					児童発達支援管理責任者配置加算	小規模グループケア加算
	福祉型障害施設(肢体不自由児以外)	障害児入所施設(肢体不自由児)	福祉型障害児入所施設(肢体不自由児)	医療型障害児入所施設	指定医療機関(肢体不自由児)				小学生	中学生	盲・ろう学校等高等部	小学校第6学年	中学校第3学年	盲・ろう学校等高等部第3学年	小学校第1学年入学児童	中学校第1学年進学児童	国・公立高等学校	私立高等学校		5級地	4級地	3級地	2級地	その他地域		
						25%加算分	30%加算分																			
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	
5月																										
6月																										
7月																										
8月																										
9月																										
10月																										
11月																										
12月																										
1月																										
2月																										
3月																										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員及び該当措置人員を記入すること。

番 号
年 月 日

こども家庭庁長官 殿

市 町 村 長

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び
障害児入所医療費等国庫負担金の事業実績報告について

令和 年 月 日こ支障第 号により交付決定を受けた標記に係る
事業実績について、関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金精算書 (別紙)
- 2 歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本

別添

寄附金その他の収入額の内訳

種目	金額	説明
○ ○ ○ ○	円	
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
計		

(記入要領)

「寄附金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

別紙

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金精算書

〇〇市(町村)

第1 収支精算額表

区分	種 目	対象経費の 支出済額	寄附金その他 の収入額	差引額 (A-B)	基準額	国庫負担基本額 (C・Dいずれか 少ない方の額)	通所利用者負 担額	差引国庫負担 基本額 (E-F)	国庫負担所要額 (G×1/2)	交付決定額	国庫負担受入額	差 引 過 不 足 額		備 考	
												過 (J-H)	不足 (H-J)		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J				
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	国設障 害 児 入 所 給 付 費 等	になや 置 よ い む る 事 を 措 由 得 やむを得ない事由による措置費			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	障 害 児 入 所 給 付 費 等	障 害 児 通 所 給 付 費 等	障害児通所給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	
			特例障害児通所給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	
			高額障害児通所給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	/
			計	0	0	0	0	0	/	0	0	/	/	0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	障 害 児 相 談 支 援 給 付 費 等	障害児相談支援給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	
			特例障害児相談支援給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	/
			計	0	0	0	0	0	/	0	0	/	/	0	0
	小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	負 担 障 害 児 入 所 医 療 費 等	やむを得ない事由による措置医療費			0	0		0	0				0	0
国 庫 障 害 児 入 所 医 療 費 等		肢体不自由児通所医療費			0	0	/	0	0				0	0	
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記入要領)

- 1 経費の配分変更を行った場合には、「備考」の欄でその増減額を明らかにすること。
- 2 「寄附金その他の収入額 (B欄)」がある場合は、別添によりその内訳を添付すること。
- 3 「高額障害児通所給付費」のA～E欄については、高額介護 (予防) サービス費及び高額医療合算介護 (予防) サービス費との併給調整を要する場合における支給額の変更は、当該併給調整額が確定した年度の実績報告額に計上し、A欄に含まれる当該変更相当額を、「備考」の欄で明らかにすること。

第2 対象経費の支出済額内訳

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金支出済額 内訳

事業種別			対象者延人員(人)	対象経費の支出済額(円)	
障害児入所給付費等	措置費国庫施設	やむを得ない事由による措置費			
	障害児施設給付費等国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費		
			特例障害児通所給付費		
			高額障害児通所給付費	()	()
			計	0	0
	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費		
			特例障害児相談支援給付費		
			計	0	0
	小計			0	0
	障害児入所医療費等	措置費国庫施設	やむを得ない事由による措置医療費		
医療費国庫施設		肢体不自由児通所医療費			
小計		0	0		
合計			0	0	

(注) 対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施月)合計数を記入すること。
 また、「高額障害児通所給付費」について、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合、当該年度に併給調整額が確定した人数を対象者延人員(人)に含め、括弧書きでその人員を明らかにすること。
 なお、当該併給調整に伴う変更相当額については、対象経費の支出済額(円)に含め、括弧書きでその金額を明らかにすること。

番 号

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金確定通知書

〇〇〇市（町村）

令和 年 月 日第 号で交付決定通知した令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金
及び障害児入所医療費等国庫負担金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基
づき令和 年 月 日 こ支障第 号をもって交付額が別紙のとおり確定され
たので通知する。

なお、標記負担金については精算不足分として金 円を追加交付することとしたので
通知する。

また、超過交付となった金 円（〇〇費〇〇金 円、〇〇費〇〇金 円）につ
いては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第
2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

令和 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

別紙

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び
障害児入所医療費等国庫負担金交付確定額内訳書

市町村名

区 分			確 定 額	受 入 額	超 交 付 過 額	不 足 額	
			円	円	円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児施設 措置費国庫 負担金	やむを得ない事由による措置費					
	障害児施設給 付費等国庫負 担金	障害児通所給 付費等	障害児通所給付費	/	/	/	/
			特例障害児通所給付費	/	/	/	/
			高額障害児通所給付費	/	/	/	/
			計	0	0	0	0
	障害児相談支 援給付費等	障害児相談支 援給付費等	障害児相談支援給付費	/	/	/	/
			特例障害児相談支援給付費	/	/	/	/
			計	0	0	0	0
	小 計			0	0	0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	障害児施設 措置費国庫 負担金	やむを得ない事由による措置医療費				
障害児施設 医療費国庫 負担金		肢体不自由児通所医療費					
小 計			0	0	0	0	
合 計			0	0	0	0	